

○我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十七第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額並びに防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件

令和八年四月三十日
財務省告示第二百二十七号

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「法」という。）第五条の二十七第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第二から別表第四までに定める金額並びに防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を次のように定め、令和九年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用する。

1 この告示で使用する用語は、法及び所得税法において使用する用語の例による。

2 居住者に対して支払うべき次項に規定する賞与以外の給与等について法第五条の二十七第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により徴収すべき所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一 所得税法第八十五条第一項第一号に掲げる給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の同号に規定する月割額（次号において

「月割額」という。）又は給与等の同項第一号に規定する日割額（次号において「日割額」という。）並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された同項第一号に規定する主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族（次項において「主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族」という。）の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第一の甲欄に掲げる税額

ロ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第一の甲欄に掲げる税額の二分の一に相当する税額

ハ 給与等の支給期が毎旬と定められている場合 別表第一の甲欄に掲げる税額の三分の一に相当する税額

ニ 給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合 別表第一の甲欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額

ホ 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第二の甲欄に掲げる税額

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 別表第二の甲欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した金額に相当する税額

二 所得税法第八十五条第一項第二号に掲げる給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された同法第九十五条第一項第三号に規定する源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族（当該源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族が同条第五項の記載がされた者である場合には、同項に規定

する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族に限る。)の数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第一の乙欄に掲げる税額

ロ 給与等の支給期が毎半月と定められている場合 別表第一の乙欄に掲げる税額の二分の一に相当する税額

ハ 給与等の支給期が毎旬と定められている場合 別表第一の乙欄に掲げる税額の三分の一に相当する税額

ニ 給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合 別表第一の乙欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額

ホ 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第二の乙欄に掲げる税額

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 別表第二の乙欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した金額に相当する税額

三 所得税法第八十五条第一項第三号に掲げる給与等 その給与等の金額に応じ、別表第二の丙欄に掲げる税額

3 居住者に対して支払うべき賞与(賞与の性質を有する給与を含む。以下この項において同じ。)について法第五条の二十七第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により徴収すべき所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる賞与の区分に応じそれぞれ次に定める税額

イ 所得税法第八十六条第一項第一号に掲げる賞与 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める税額

(1) 所得税法第八十六条第一項第一号イに掲げる場合 前月中

に支払った、又は支払うべき通常の給与等の金額(同号イに規定する通常の給与等の金額をいう。以下この項において同じ。)、給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の有無及びその数に応じ別表第三の甲欄により求めた率をその賞与の金額に乘じて計算した金額に相当する税額

(2) 所得税法第八十六条第一項第一号ロに掲げる場合 その賞与の金額の六分の一(当該金額の計算の基礎となった期間が六月を超える場合には、十二分の一。以下この項において同じ。)に相当する金額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の有無及びその数に応ずる別表第一の甲欄に掲げる税額に六(当該賞与の金額の計算の基礎となった期間が六月を超える場合には、十二。以下この項において同じ。)を乗じて計算した金額に相当する税額

ロ 所得税法第八十六条第一項第二号に掲げる賞与 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める税額

(1) 所得税法第八十六条第一項第二号イに掲げる場合 前月中に支払った、又は支払うべき通常の給与等の金額に応じ別表第三の乙欄により求めた率をその賞与の金額に乘じて計算した金額に相当する税額

(2) 所得税法第八十六条第一項第二号ロに掲げる場合 その賞与の金額の六分の一に相当する金額に応ずる別表第一の乙欄に掲げる税額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

二 賞与の支払者がその支払を受ける居住者に対し前月中に支払った、又は支払うべき所得税法第八十六条第一項第一号イに規定する通常の給与等がある場合において、その賞与の金額が前月中に支払った、

又は支払うべき通常の給与等の金額の十倍に相当する金額を超える場合 次に掲げる賞与の区分に応じそれぞれ次に定める税額

イ 所得税法第八十六条第二項第一号に掲げる賞与 その賞与の金額の六分の一に相当する金額と当該通常の給与等の金額との合計額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の有無及びその数に应ずる別表第一の甲欄に掲げる税額と当該通常の給与等の金額並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の有無及びその数に应ずる別表第一の甲欄に掲げる税額との差額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

ロ 所得税法第八十六条第二項第二号に掲げる賞与 その賞与の金額の六分の一に相当する金額と当該通常の給与等の金額との合計額に应ずる別表第一の乙欄に掲げる税額と当該通常の給与等の金額に应ずる別表第一の乙欄に掲げる税額との差額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

4 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者(以下この項において「対象居住者」という。)のこれらの申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者(以下この項において「対象配偶者」という。)が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書若しくは従たる給与についての扶養控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として所得税法第八十五条第一項第一号若しくは第二号若しくは第八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二二三条の三第一号から第三号までの規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養

控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとして、第二項第一号及び第二号並びに前項第一号イ及び第二号イの規定を適用する。

5 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者(以下この項において「対象居住者」という。)のこれらの申告書に源泉控除対象親族(所得税法第八十四条の二第一項に規定する特定親族に限る。以下この項において同じ。)である旨の記載がされた者(以下この項において「対象者」という。)が、他の者を、当該対象者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族として同法第八十五条第一項第一号若しくは第二号又は第八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号の規定の適用を受ける場合には、当該対象者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に源泉控除対象親族である旨の記載がされていないものとして、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号イ及び第二号イの規定を適用する。

6 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの(当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったもの)である場合には、これらの一に該当することに源泉控除対象親族が一人あると記載されているものとし、当該申告書に同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者(当該障害者又は同居特別障害者が同法第九十四条第五項に規定する国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は同居特別障害者に限る。)がある旨の記

載があるものである場合には、これらの一に該当することに源泉控除対象親族が他に一人あると記載されているものとして、第二項第一号並びに第三項第一号イ及び第二号イの規定を適用する。

別表第一 令和9年1月1日以後の給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（法第五条の二十七関係）

(一)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲							乙	
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		7人
以上	未満	税額							税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
111,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
111,000	113,000	140	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	250	0	0	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	350	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	450	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	550	0	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	650	0	0	0	0	0	0	0	4,300
123,000	125,000	760	0	0	0	0	0	0	0	4,400
125,000	127,000	860	0	0	0	0	0	0	0	4,500
127,000	129,000	960	0	0	0	0	0	0	0	4,800
129,000	131,000	1,060	0	0	0	0	0	0	0	5,100
131,000	133,000	1,160	0	0	0	0	0	0	0	5,400
133,000	135,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	5,700
135,000	137,000	1,370	0	0	0	0	0	0	0	6,000
137,000	139,000	1,470	0	0	0	0	0	0	0	6,300
139,000	141,000	1,570	0	0	0	0	0	0	0	6,600
141,000	143,000	1,670	0	0	0	0	0	0	0	6,900
143,000	145,000	1,780	160	0	0	0	0	0	0	7,200
145,000	147,000	1,880	270	0	0	0	0	0	0	7,500
147,000	149,000	1,980	370	0	0	0	0	0	0	7,800
149,000	151,000	2,080	470	0	0	0	0	0	0	8,100
151,000	153,000	2,180	570	0	0	0	0	0	0	8,400
153,000	155,000	2,290	670	0	0	0	0	0	0	8,700
155,000	157,000	2,390	780	0	0	0	0	0	0	9,000
157,000	159,000	2,490	880	0	0	0	0	0	0	9,300
159,000	161,000	2,590	980	0	0	0	0	0	0	9,600
161,000	163,000	2,700	1,080	0	0	0	0	0	0	9,900
163,000	165,000	2,800	1,180	0	0	0	0	0	0	10,200
165,000	167,000	2,900	1,290	0	0	0	0	0	0	10,500
167,000	169,000	3,000	1,390	0	0	0	0	0	0	10,800
169,000	171,000	3,090	1,480	0	0	0	0	0	0	11,100
171,000	173,000	3,170	1,550	0	0	0	0	0	0	11,400
173,000	175,000	3,240	1,620	0	0	0	0	0	0	11,700
175,000	177,000	3,310	1,690	0	0	0	0	0	0	12,000
177,000	179,000	3,380	1,770	150	0	0	0	0	0	12,400
179,000	181,000	3,450	1,840	220	0	0	0	0	0	12,700
181,000	183,000	3,520	1,910	300	0	0	0	0	0	13,000
183,000	185,000	3,590	1,980	370	0	0	0	0	0	13,500
185,000	187,000	3,670	2,050	440	0	0	0	0	0	14,200
187,000	189,000	3,740	2,120	510	0	0	0	0	0	14,900
189,000	191,000	3,810	2,200	580	0	0	0	0	0	15,600
191,000	193,000	3,880	2,270	650	0	0	0	0	0	16,300
193,000	195,000	3,950	2,340	720	0	0	0	0	0	17,100
195,000	197,000	4,020	2,410	800	0	0	0	0	0	17,800
197,000	199,000	4,090	2,480	870	0	0	0	0	0	18,500
199,000	201,000	4,170	2,550	940	0	0	0	0	0	19,200

(二)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲							乙
		扶養親族等の数							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
以上	未満	税額							税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
201,000	203,000	4,240	2,620	1,010	0	0	0	0	19,900
203,000	205,000	4,310	2,700	1,080	0	0	0	0	20,500
205,000	207,000	4,380	2,770	1,150	0	0	0	0	21,200
207,000	209,000	4,450	2,840	1,230	0	0	0	0	22,000
209,000	211,000	4,520	2,910	1,300	0	0	0	0	22,700
211,000	213,000	4,590	2,980	1,370	0	0	0	0	23,200
213,000	215,000	4,670	3,050	1,440	0	0	0	0	23,800
215,000	217,000	4,740	3,120	1,510	0	0	0	0	24,400
217,000	219,000	4,810	3,200	1,580	0	0	0	0	24,900
219,000	221,000	4,880	3,270	1,650	0	0	0	0	25,500
221,000	224,000	4,970	3,360	1,740	120	0	0	0	26,100
224,000	227,000	5,080	3,460	1,850	230	0	0	0	27,200
227,000	230,000	5,190	3,570	1,950	340	0	0	0	28,200
230,000	233,000	5,300	3,680	2,060	450	0	0	0	29,200
233,000	236,000	5,400	3,790	2,160	550	0	0	0	30,200
236,000	239,000	5,510	3,890	2,280	660	0	0	0	31,100
239,000	242,000	5,620	4,000	2,380	770	0	0	0	32,200
242,000	245,000	5,730	4,100	2,490	880	0	0	0	33,200
245,000	248,000	5,830	4,220	2,590	980	0	0	0	34,200
248,000	251,000	5,940	4,320	2,710	1,090	0	0	0	35,200
251,000	254,000	6,040	4,430	2,810	1,190	0	0	0	36,200
254,000	257,000	6,160	4,530	2,920	1,310	0	0	0	37,300
257,000	260,000	6,260	4,650	3,020	1,410	0	0	0	38,300
260,000	263,000	6,370	4,750	3,130	1,520	0	0	0	39,300
263,000	266,000	6,470	4,860	3,240	1,620	0	0	0	40,300
266,000	269,000	6,590	4,960	3,350	1,740	110	0	0	41,200
269,000	272,000	6,690	5,070	3,450	1,840	220	0	0	42,300
272,000	275,000	6,800	5,180	3,560	1,950	330	0	0	43,300
275,000	278,000	6,900	5,290	3,670	2,050	440	0	0	44,300
278,000	281,000	7,010	5,390	3,780	2,160	540	0	0	45,300
281,000	284,000	7,120	5,500	3,880	2,270	650	0	0	46,400
284,000	287,000	7,230	5,610	3,990	2,380	760	0	0	47,400
287,000	290,000	7,330	5,720	4,090	2,480	870	0	0	48,600
290,000	293,000	7,440	5,820	4,210	2,590	970	0	0	49,700
293,000	296,000	7,550	5,930	4,310	2,700	1,080	0	0	50,800
296,000	299,000	7,660	6,030	4,420	2,810	1,180	0	0	52,100
299,000	302,000	7,760	6,150	4,530	2,910	1,300	0	0	53,200
302,000	305,000	7,880	6,270	4,660	3,030	1,420	0	0	54,400
305,000	308,000	8,000	6,390	4,780	3,150	1,540	0	0	55,200
308,000	311,000	8,130	6,510	4,900	3,280	1,660	0	0	56,100
311,000	314,000	8,250	6,640	5,020	3,400	1,790	170	0	56,900
314,000	317,000	8,450	6,760	5,150	3,520	1,910	300	0	57,700
317,000	320,000	8,700	6,880	5,270	3,640	2,030	420	0	58,500
320,000	323,000	8,940	7,000	5,390	3,770	2,150	540	0	59,400
323,000	326,000	9,190	7,130	5,510	3,890	2,280	660	0	60,400
326,000	329,000	9,430	7,250	5,640	4,010	2,400	790	0	61,500
329,000	332,000	9,680	7,370	5,760	4,140	2,520	910	0	62,500
332,000	335,000	9,920	7,490	5,880	4,260	2,640	1,030	0	63,600
335,000	338,000	10,170	7,620	6,000	4,380	2,770	1,150	0	64,600
338,000	341,000	10,410	7,740	6,130	4,500	2,890	1,280	0	65,700

(三)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
341,000	344,000	10,660	7,860	6,250	4,630	3,010	1,400	0	0	66,700
344,000	347,000	10,900	7,980	6,370	4,750	3,130	1,520	0	0	67,700
347,000	350,000	11,150	8,110	6,490	4,870	3,250	1,640	0	0	68,700
350,000	353,000	11,390	8,230	6,620	4,990	3,380	1,770	140	0	69,700
353,000	356,000	11,640	8,400	6,740	5,120	3,500	1,890	270	0	70,800
356,000	359,000	11,880	8,650	6,860	5,240	3,620	2,010	390	0	71,800
359,000	362,000	12,130	8,890	6,980	5,360	3,750	2,130	510	0	72,800
362,000	365,000	12,370	9,140	7,110	5,480	3,870	2,260	630	0	73,800
365,000	368,000	12,620	9,380	7,230	5,610	3,990	2,380	760	0	74,800
368,000	371,000	12,860	9,630	7,350	5,730	4,110	2,500	880	0	75,900
371,000	374,000	13,110	9,870	7,470	5,850	4,240	2,620	1,000	0	76,800
374,000	377,000	13,350	10,120	7,600	5,970	4,360	2,750	1,120	0	77,700
377,000	380,000	13,600	10,360	7,720	6,100	4,480	2,870	1,250	0	78,600
380,000	383,000	13,840	10,610	7,840	6,220	4,600	2,990	1,370	0	79,500
383,000	386,000	14,090	10,850	7,960	6,340	4,730	3,110	1,490	0	80,500
386,000	389,000	14,330	11,100	8,090	6,460	4,850	3,240	1,610	0	81,500
389,000	392,000	14,580	11,340	8,210	6,590	4,970	3,360	1,740	120	83,200
392,000	395,000	14,820	11,590	8,360	6,710	5,090	3,480	1,860	250	84,900
395,000	398,000	15,070	11,830	8,610	6,830	5,220	3,600	1,980	370	86,600
398,000	401,000	15,320	12,080	8,850	6,950	5,340	3,730	2,100	490	88,300
401,000	404,000	15,560	12,320	9,100	7,080	5,460	3,850	2,230	610	90,100
404,000	407,000	15,810	12,570	9,340	7,200	5,580	3,970	2,350	740	91,700
407,000	410,000	16,050	12,810	9,590	7,320	5,710	4,090	2,470	860	93,400
410,000	413,000	16,300	13,060	9,830	7,440	5,830	4,220	2,590	980	95,200
413,000	416,000	16,540	13,300	10,080	7,570	5,950	4,340	2,720	1,100	96,800
416,000	419,000	16,790	13,550	10,320	7,690	6,070	4,460	2,840	1,230	98,500
419,000	422,000	17,030	13,790	10,570	7,810	6,200	4,580	2,960	1,350	100,300
422,000	425,000	17,280	14,040	10,810	7,930	6,320	4,710	3,080	1,470	101,900
425,000	428,000	17,520	14,280	11,060	8,060	6,440	4,830	3,210	1,590	103,600
428,000	431,000	17,770	14,530	11,300	8,180	6,570	4,950	3,330	1,720	105,400
431,000	434,000	18,010	14,770	11,550	8,310	6,690	5,070	3,450	1,840	107,000
434,000	437,000	18,260	15,020	11,790	8,560	6,810	5,200	3,570	1,960	108,700
437,000	440,000	18,500	15,260	12,040	8,800	6,930	5,320	3,700	2,080	110,500
440,000	443,000	18,750	15,510	12,280	9,050	7,060	5,440	3,820	2,210	112,100
443,000	446,000	18,990	15,750	12,530	9,290	7,180	5,560	3,940	2,330	113,800
446,000	449,000	19,240	16,000	12,770	9,540	7,300	5,690	4,060	2,450	115,500
449,000	452,000	19,480	16,240	13,020	9,780	7,420	5,810	4,190	2,570	117,200
452,000	455,000	19,730	16,490	13,260	10,030	7,550	5,930	4,310	2,700	118,900
455,000	458,000	20,160	16,730	13,510	10,270	7,670	6,050	4,430	2,820	120,600
458,000	461,000	20,650	16,980	13,750	10,520	7,790	6,180	4,550	2,940	122,300
461,000	464,000	21,140	17,220	14,000	10,760	7,910	6,300	4,680	3,060	124,100
464,000	467,000	21,630	17,470	14,240	11,010	8,040	6,420	4,800	3,190	125,700
467,000	470,000	22,130	17,710	14,490	11,250	8,160	6,540	4,920	3,310	127,400
470,000	473,000	22,620	17,960	14,730	11,500	8,280	6,670	5,040	3,430	129,200
473,000	476,000	23,110	18,200	14,980	11,740	8,500	6,790	5,170	3,550	130,800
476,000	479,000	23,600	18,450	15,220	11,990	8,750	6,910	5,290	3,680	132,400
479,000	482,000	24,090	18,690	15,470	12,230	9,000	7,030	5,410	3,800	134,100
482,000	485,000	24,580	18,940	15,710	12,480	9,240	7,160	5,530	3,920	135,600
485,000	488,000	25,070	19,180	15,960	12,720	9,490	7,280	5,660	4,040	137,200
488,000	491,000	25,560	19,430	16,200	12,970	9,730	7,400	5,780	4,170	138,900

(四)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
491,000	494,000	26,050	19,670	16,450	13,210	9,980	7,520	5,900	4,290	140,500	
494,000	497,000	26,540	20,060	16,690	13,460	10,220	7,650	6,020	4,410	142,000	
497,000	500,000	27,030	20,550	16,940	13,700	10,470	7,770	6,150	4,530	143,700	
500,000	503,000	27,520	21,040	17,180	13,950	10,710	7,890	6,270	4,660	145,300	
503,000	506,000	28,010	21,530	17,430	14,190	10,960	8,010	6,390	4,780	146,900	
506,000	509,000	28,500	22,020	17,670	14,440	11,200	8,140	6,510	4,900	148,500	
509,000	512,000	28,990	22,510	17,920	14,680	11,450	8,260	6,640	5,020	150,100	
512,000	515,000	29,480	23,000	18,160	14,930	11,690	8,460	6,760	5,150	151,700	
515,000	518,000	29,970	23,490	18,410	15,170	11,940	8,710	6,880	5,270	153,400	
518,000	521,000	30,460	23,980	18,650	15,420	12,180	8,950	7,000	5,390	154,900	
521,000	524,000	30,950	24,470	18,900	15,660	12,430	9,200	7,130	5,510	156,500	
524,000	527,000	31,440	24,960	19,140	15,910	12,670	9,440	7,250	5,640	158,200	
527,000	530,000	31,930	25,450	19,390	16,150	12,920	9,690	7,370	5,760	159,800	
530,000	533,000	32,420	25,940	19,630	16,400	13,160	9,930	7,490	5,880	161,300	
533,000	536,000	32,910	26,430	19,970	16,640	13,410	10,180	7,620	6,000	162,700	
536,000	539,000	33,400	26,920	20,460	16,890	13,650	10,420	7,740	6,130	164,300	
539,000	542,000	33,890	27,410	20,950	17,130	13,900	10,670	7,860	6,250	165,700	
542,000	545,000	34,380	27,900	21,440	17,380	14,140	10,910	7,980	6,370	167,100	
545,000	548,000	34,870	28,390	21,930	17,620	14,390	11,160	8,110	6,490	168,700	
548,000	551,000	35,360	28,880	22,420	17,870	14,630	11,400	8,230	6,620	170,100	
551,000	554,000	35,900	29,430	22,960	18,140	14,910	11,670	8,440	6,750	171,600	
554,000	557,000	36,450	29,980	23,510	18,420	15,180	11,950	8,720	6,890	173,100	
557,000	560,000	37,000	30,530	24,060	18,690	15,460	12,220	9,000	7,020	174,500	
560,000	563,000	37,550	31,080	24,620	18,970	15,730	12,500	9,270	7,170	176,000	
563,000	566,000	38,100	31,630	25,170	19,250	16,010	12,770	9,550	7,300	177,400	
566,000	569,000	38,660	32,180	25,720	19,520	16,280	13,050	9,820	7,440	179,000	
569,000	572,000	39,210	32,730	26,270	19,810	16,560	13,320	10,100	7,580	180,400	
572,000	575,000	39,760	33,280	26,820	20,360	16,840	13,600	10,370	7,720	181,800	
575,000	578,000	40,310	33,840	27,370	20,910	17,110	13,880	10,650	7,850	183,400	
578,000	581,000	40,860	34,390	27,920	21,460	17,390	14,150	10,920	7,990	184,800	
581,000	584,000	41,410	34,940	28,480	22,010	17,660	14,430	11,200	8,130	186,300	
584,000	587,000	41,960	35,490	29,030	22,560	17,940	14,700	11,480	8,270	187,800	
587,000	590,000	42,510	36,040	29,580	23,120	18,210	14,980	11,750	8,520	189,200	
590,000	593,000	43,070	36,590	30,130	23,670	18,490	15,250	12,030	8,790	190,700	
593,000	596,000	43,620	37,140	30,680	24,220	18,770	15,530	12,300	9,070	192,200	
596,000	599,000	44,170	37,700	31,230	24,770	19,040	15,810	12,580	9,340	193,700	
599,000	602,000	44,720	38,250	31,780	25,320	19,320	16,080	12,850	9,620	195,100	
602,000	605,000	45,270	38,800	32,340	25,870	19,590	16,360	13,130	9,890	196,500	
605,000	608,000	45,820	39,350	32,890	26,420	19,950	16,630	13,410	10,170	198,100	
608,000	611,000	46,370	39,900	33,440	26,970	20,500	16,910	13,680	10,440	199,500	
611,000	614,000	46,930	40,450	33,990	27,530	21,050	17,180	13,960	10,720	201,000	
614,000	617,000	47,480	41,000	34,540	28,080	21,600	17,460	14,230	11,000	202,500	
617,000	620,000	48,030	41,550	35,090	28,630	22,160	17,730	14,510	11,270	203,900	
620,000	623,000	48,580	42,110	35,640	29,180	22,710	18,010	14,780	11,550	205,400	
623,000	626,000	49,130	42,660	36,190	29,730	23,260	18,290	15,060	11,820	206,900	
626,000	629,000	49,680	43,210	36,750	30,280	23,810	18,560	15,340	12,100	208,400	
629,000	632,000	50,230	43,760	37,300	30,830	24,360	18,840	15,610	12,370	209,800	
632,000	635,000	50,780	44,310	37,850	31,390	24,910	19,110	15,890	12,650	211,200	
635,000	638,000	51,340	44,860	38,400	31,940	25,460	19,390	16,160	12,930	212,800	
638,000	641,000	51,890	45,410	38,950	32,490	26,020	19,660	16,440	13,200	214,200	

(五)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額									税額
641,000	644,000	52,440	45,970	39,500	33,040	26,570	20,100	16,710	13,480	215,700	
644,000	647,000	52,990	46,520	40,050	33,590	27,120	20,650	16,990	13,750	217,000	
647,000	650,000	53,540	47,070	40,610	34,140	27,670	21,210	17,270	14,030	218,000	
650,000	653,000	54,090	47,620	41,160	34,690	28,220	21,760	17,540	14,300	219,000	
653,000	656,000	54,640	48,170	41,710	35,240	28,770	22,310	17,820	14,580	220,000	
656,000	659,000	55,200	48,720	42,260	35,800	29,320	22,860	18,090	14,860	221,000	
659,000	662,000	55,750	49,270	42,810	36,350	29,870	23,410	18,370	15,130	222,100	
662,000	665,000	56,300	49,820	43,360	36,900	30,430	23,960	18,640	15,410	223,100	
665,000	668,000	56,850	50,380	43,910	37,450	30,980	24,510	18,920	15,680	224,100	
668,000	671,000	57,400	50,930	44,460	38,000	31,530	25,070	19,190	15,960	225,000	
671,000	674,000	57,950	51,480	45,020	38,550	32,080	25,620	19,470	16,230	226,000	
674,000	677,000	58,500	52,030	45,570	39,100	32,630	26,170	19,750	16,510	227,100	
677,000	680,000	59,050	52,580	46,120	39,660	33,180	26,720	20,260	16,790	228,100	
680,000	683,000	59,610	53,130	46,670	40,210	33,730	27,270	20,810	17,060	229,100	
683,000	686,000	60,160	53,680	47,220	40,760	34,290	27,820	21,360	17,340	230,100	
686,000	689,000	60,710	54,240	47,770	41,310	34,840	28,370	21,910	17,610	231,200	
689,000	692,000	61,260	54,790	48,320	41,860	35,390	28,920	22,460	17,890	232,800	
692,000	695,000	61,810	55,340	48,880	42,410	35,940	29,480	23,010	18,160	234,300	
695,000	698,000	62,360	55,890	49,430	42,960	36,490	30,030	23,560	18,440	235,900	
698,000	701,000	62,910	56,440	49,980	43,520	37,040	30,580	24,120	18,710	237,400	
701,000	704,000	63,470	56,990	50,530	44,070	37,590	31,130	24,670	18,990	238,900	
704,000	707,000	64,020	57,540	51,080	44,620	38,140	31,680	25,220	19,270	240,400	
707,000	710,000	64,570	58,110	51,630	45,170	38,710	32,230	25,770	19,540	242,000	
710,000	713,000	65,180	58,720	52,240	45,780	39,320	32,850	26,380	19,920	243,600	
713,000	716,000	65,790	59,330	52,860	46,390	39,930	33,460	27,000	20,530	245,100	
716,000	719,000	66,410	59,940	53,470	47,010	40,540	34,070	27,610	21,140	246,700	
719,000	722,000	67,020	60,560	54,080	47,620	41,160	34,680	28,220	21,760	248,200	
722,000	725,000	67,630	61,170	54,690	48,230	41,770	35,300	28,830	22,370	249,700	
725,000	728,000	68,240	61,780	55,310	48,840	42,380	35,910	29,450	22,980	251,300	
728,000	731,000	68,860	62,390	55,920	49,460	42,990	36,520	30,060	23,600	252,800	
731,000	734,000	69,470	63,010	56,530	50,070	43,610	37,130	30,670	24,210	254,400	
734,000	737,000	70,080	63,620	57,150	50,680	44,220	37,750	31,280	24,820	256,000	
737,000	740,000	70,690	64,230	57,760	51,300	44,830	38,360	31,900	25,430	257,500	
740,000円		71,000	64,540	58,060	51,600	45,140	38,670	32,200	25,740	259,000	
740,000円を超え 790,000円に満た ない金額	740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち740,000円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額									259,000円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち740,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額	
790,000円	81,210	74,750	68,270	61,810	55,350	48,880	42,410	35,950			
790,000円を超え 960,000円に満た ない金額	790,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち790,000円を超える金額の23.483%に相当する金額を加算した金額										

(六)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲								乙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額
960,000円		121,130 ^円	114,670 ^円	108,200 ^円	101,730 ^円	95,270 ^円	88,800 ^円	82,330 ^円	75,870 ^円	
960,000円を超え1,720,000円に満たない金額	960,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち960,000円を超える金額の33.693%に相当する金額を加算した金額									
1,720,000円		377,200 ^円	370,740 ^円	364,270 ^円	357,800 ^円	351,340 ^円	344,870 ^円	338,400 ^円	331,940 ^円	659,300 ^円
1,720,000円を超え2,130,000円に満たない金額	1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額									
2,130,000円		549,410 ^円	542,950 ^円	536,470 ^円	530,010 ^円	523,550 ^円	517,080 ^円	510,610 ^円	504,150 ^円	
2,130,000円を超え2,170,000円に満たない金額	2,130,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,130,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額									
2,170,000円		571,190 ^円	564,730 ^円	558,250 ^円	551,790 ^円	545,330 ^円	538,850 ^円	532,390 ^円	525,930 ^円	
2,170,000円を超え2,210,000円に満たない金額	2,170,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,170,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額									
2,210,000円		592,970 ^円	586,500 ^円	580,030 ^円	573,570 ^円	567,100 ^円	560,630 ^円	554,170 ^円	547,710 ^円	
2,210,000円を超え2,250,000円に満たない金額	2,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,210,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額									
2,250,000円		614,740 ^円	608,280 ^円	601,810 ^円	595,350 ^円	588,880 ^円	582,410 ^円	575,950 ^円	569,480 ^円	
2,250,000円を超え3,500,000円に満たない金額	2,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,250,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額									

659,300円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額

(七)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲								乙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額
3,500,000円		1,125,240 ^円	1,118,780 ^円	1,112,310 ^円	1,105,850 ^円	1,099,380 ^円	1,092,910 ^円	1,086,450 ^円	1,079,980 ^円	
3,500,000円を超える金額		3,500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,500,000円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額										
従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に及び、扶養親族等1人ごとに1,610円を、上掲の各欄によって求めた税額から控除した金額										

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等（所得税法第八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第九十四条第五項に規定する国外居住親族（(4)において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(一)において同じ。）の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同法第九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（所得税法第八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第九十五条第五項の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に及び、その申告された扶養親族等1人ごとに1,610円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第二 令和9年1月1日以後の給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（法第五条の二十七関係）

(一)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙	丙
		扶養親族等の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上	未満	税額									税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,700	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料等控除後の給与等の金額に相当する金額 3,063	0
3,700	3,800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	15	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	20	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	25	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
4,200	4,300	30	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
4,300	4,400	35	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0
4,400	4,500	40	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0
4,500	4,600	45	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0
4,600	4,700	50	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
4,700	4,800	55	0	0	0	0	0	0	0	0	230	0
4,800	4,900	60	5	0	0	0	0	0	0	0	250	0
4,900	5,000	65	10	0	0	0	0	0	0	0	270	0
5,000	5,100	70	15	0	0	0	0	0	0	0	280	0
5,100	5,200	75	20	0	0	0	0	0	0	0	290	0
5,200	5,300	80	25	0	0	0	0	0	0	0	310	0
5,300	5,400	85	30	0	0	0	0	0	0	0	320	0
5,400	5,500	90	35	0	0	0	0	0	0	0	340	0
5,500	5,600	95	40	0	0	0	0	0	0	0	350	0
5,600	5,700	100	45	0	0	0	0	0	0	0	370	0
5,700	5,800	105	50	0	0	0	0	0	0	0	380	0
5,800	5,900	105	55	0	0	0	0	0	0	0	400	0
5,900	6,000	110	60	5	0	0	0	0	0	0	410	0
6,000	6,100	115	60	10	0	0	0	0	0	0	430	0
6,100	6,200	115	65	10	0	0	0	0	0	0	450	0
6,200	6,300	120	70	15	0	0	0	0	0	0	480	0
6,300	6,400	125	70	20	0	0	0	0	0	0	520	0
6,400	6,500	130	75	20	0	0	0	0	0	0	550	0
6,500	6,600	130	80	25	0	0	0	0	0	0	590	0
6,600	6,700	135	80	30	0	0	0	0	0	0	620	0
6,700	6,800	140	85	35	0	0	0	0	0	0	660	0
6,800	6,900	140	90	35	0	0	0	0	0	0	690	0
6,900	7,000	150	95	40	0	0	0	0	0	0	740	0
7,000	7,100	155	95	45	0	0	0	0	0	0	770	0
7,100	7,200	155	100	45	0	0	0	0	0	0	800	0
7,200	7,300	160	105	50	0	0	0	0	0	0	820	0
7,300	7,400	165	105	55	0	0	0	0	0	0	850	0
7,400	7,500	170	110	55	5	0	0	0	0	0	880	0
7,500	7,600	170	115	60	10	0	0	0	0	0	920	0
7,600	7,700	175	115	65	10	0	0	0	0	0	950	0
7,700	7,800	180	120	70	15	0	0	0	0	0	980	0
7,800	7,900	180	125	70	20	0	0	0	0	0	1,020	0
7,900	8,000	185	130	75	20	0	0	0	0	0	1,050	0
8,000	8,100	190	130	80	25	0	0	0	0	0	1,080	0
8,100	8,200	190	135	80	30	0	0	0	0	0	1,120	0

(二)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,200	8,300	195	140	85	35	0	0	0	0	1,150	0
8,300	8,400	200	140	90	35	0	0	0	0	1,180	0
8,400	8,500	205	150	90	40	0	0	0	0	1,210	0
8,500	8,600	205	155	95	45	0	0	0	0	1,260	0
8,600	8,700	210	155	100	45	0	0	0	0	1,290	0
8,700	8,800	215	160	105	50	0	0	0	0	1,320	0
8,800	8,900	215	165	105	55	0	0	0	0	1,360	0
8,900	9,000	220	170	110	55	5	0	0	0	1,390	0
9,000	9,100	225	170	115	60	10	0	0	0	1,420	0
9,100	9,200	225	175	115	65	10	0	0	0	1,460	0
9,200	9,300	230	180	120	70	15	0	0	0	1,490	0
9,300	9,400	235	180	125	70	20	0	0	0	1,520	0
9,400	9,500	240	185	125	75	20	0	0	0	1,550	0
9,500	9,600	240	190	130	80	25	0	0	0	1,590	0
9,600	9,700	245	190	135	80	30	0	0	0	1,630	0
9,700	9,800	250	195	140	85	30	0	0	0	1,670	0
9,800	9,900	250	200	140	90	35	0	0	0	1,710	0
9,900	10,000	255	205	150	90	40	0	0	0	1,750	0
10,000	10,100	260	205	155	95	45	0	0	0	1,790	1
10,100	10,200	265	210	160	100	45	0	0	0	1,830	4
10,200	10,300	265	215	160	105	50	0	0	0	1,850	8
10,300	10,400	270	220	165	110	55	0	0	0	1,880	11
10,400	10,500	275	220	170	110	60	5	0	0	1,910	15
10,500	10,600	285	225	175	115	65	10	0	0	1,930	18
10,600	10,700	290	230	180	120	65	15	0	0	1,960	22
10,700	10,800	300	235	180	125	70	20	0	0	1,990	25
10,800	10,900	305	240	185	130	75	20	0	0	2,030	29
10,900	11,000	315	240	190	130	80	25	0	0	2,060	32
11,000	11,100	325	245	195	135	85	30	0	0	2,090	36
11,100	11,200	330	250	200	140	85	35	0	0	2,130	39
11,200	11,300	340	255	200	150	90	40	0	0	2,160	43
11,300	11,400	345	260	205	155	95	40	0	0	2,200	46
11,400	11,500	355	260	210	155	100	45	0	0	2,240	51
11,500	11,600	365	265	215	160	105	50	0	0	2,270	54
11,600	11,700	370	270	220	165	105	55	0	0	2,300	58
11,700	11,800	380	275	220	170	110	60	5	0	2,340	61
11,800	11,900	385	280	225	175	115	60	10	0	2,370	65
11,900	12,000	400	290	230	175	120	65	15	0	2,410	68
12,000	12,100	410	295	235	180	125	70	15	0	2,440	72
12,100	12,200	415	305	240	185	125	75	20	0	2,470	75
12,200	12,300	425	315	240	190	130	80	25	0	2,510	79
12,300	12,400	430	320	245	195	135	80	30	0	2,540	82
12,400	12,500	440	330	250	195	140	85	35	0	2,570	86
12,500	12,600	450	335	255	200	150	90	35	0	2,600	89
12,600	12,700	455	345	260	205	150	95	40	0	2,630	93
12,700	12,800	465	355	260	210	155	100	45	0	2,660	96
12,800	12,900	470	360	265	215	160	100	50	0	2,700	101
12,900	13,000	480	370	270	215	165	105	55	0	2,740	104
13,000	13,100	490	375	275	220	170	110	55	5	2,800	108
13,100	13,200	495	385	280	225	170	115	60	10	2,850	111

(三)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額									税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
13,200	13,300	505	400	290	230	175	120	65	15	2,910	115	
13,300	13,400	510	405	295	235	180	120	70	15	2,960	118	
13,400	13,500	520	415	305	235	185	125	75	20	3,020	122	
13,500	13,600	530	420	310	240	190	130	75	25	3,070	125	
13,600	13,700	535	430	320	245	190	135	80	30	3,130	129	
13,700	13,800	545	440	330	250	195	140	85	35	3,190	133	
13,800	13,900	550	445	335	255	200	140	90	35	3,250	137	
13,900	14,000	560	455	345	255	205	150	95	40	3,310	141	
14,000	14,100	570	460	350	260	210	155	95	45	3,360	146	
14,100	14,200	575	470	360	265	210	160	100	50	3,420	150	
14,200	14,300	585	480	370	270	215	165	105	55	3,470	154	
14,300	14,400	590	485	375	275	220	165	110	55	3,530	158	
14,400	14,500	600	495	385	280	225	170	115	60	3,580	162	
14,500	14,600	610	500	395	285	230	175	115	65	3,640	166	
14,600	14,700	615	510	405	295	230	180	120	70	3,700	170	
14,700	14,800	625	520	415	300	235	185	125	75	3,760	174	
14,800	14,900	635	525	420	310	240	185	130	75	3,810	178	
14,900	15,000	645	535	430	320	245	190	135	80	3,870	182	
15,000	15,100	655	540	435	325	250	195	135	85	3,930	186	
15,100	15,200	660	550	445	335	250	200	140	90	3,980	190	
15,200	15,300	675	560	455	340	255	205	150	95	4,040	195	
15,300	15,400	695	565	460	350	260	205	155	95	4,090	199	
15,400	15,500	710	575	470	360	265	210	160	100	4,160	203	
15,500	15,600	725	580	475	365	270	215	160	105	4,210	207	
15,600	15,700	740	590	485	375	270	220	165	110	4,270	211	
15,700	15,800	755	600	495	380	275	225	170	115	4,320	215	
15,800	15,900	775	605	500	395	285	225	175	115	4,380	219	
15,900	16,000	790	615	510	405	295	230	180	120	4,430	223	
16,000	16,100	805	620	515	410	300	235	180	125	4,480	227	
16,100	16,200	820	635	525	420	310	240	185	130	4,540	231	
16,200	16,300	835	645	535	425	315	245	190	135	4,590	235	
16,300	16,400	855	650	540	435	325	245	195	135	4,650	239	
16,400	16,500	870	660	550	445	335	250	200	140	4,700	244	
16,500	16,600	890	675	555	450	340	255	200	150	4,760	248	
16,600	16,700	905	690	565	460	350	260	205	155	4,810	252	
16,700	16,800	920	705	575	465	355	265	210	160	4,860	256	
16,800	16,900	940	720	580	475	365	265	215	160	4,910	260	
16,900	17,000	955	740	590	485	375	270	220	165	4,970	264	
17,000	17,100	970	755	595	490	380	275	220	170	5,020	268	
17,100	17,200	985	770	605	500	395	285	225	175	5,070	272	
17,200	17,300	1,000	785	615	505	400	290	230	180	5,130	276	
17,300	17,400	1,020	800	620	515	410	300	235	180	5,190	280	
17,400	17,500	1,035	820	635	525	420	305	240	185	5,240	284	
17,500	17,600	1,050	835	640	530	425	315	240	190	5,290	288	
17,600	17,700	1,065	850	650	540	435	325	245	195	5,340	293	
17,700	17,800	1,080	865	660	545	440	330	250	200	5,390	297	
17,800	17,900	1,100	885	670	555	450	340	255	200	5,440	301	
17,900	18,000	1,115	905	685	565	460	345	260	205	5,490	305	
18,000	18,100	1,135	920	705	570	465	355	260	210	5,540	309	
18,100	18,200	1,150	935	720	580	475	365	265	215	5,580	313	

(四)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額									税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
18,200	18,300	1,165	950	735	585	480	370	270	220	5,640	317	
18,300	18,400	1,185	970	750	595	490	380	275	220	5,690	321	
18,400	18,500	1,200	985	770	605	500	395	285	225	5,740	325	
18,500	18,600	1,220	1,005	785	615	510	400	290	230	5,790	329	
18,600	18,700	1,240	1,020	805	620	515	410	300	235	5,830	333	
18,700	18,800	1,255	1,040	825	635	525	420	310	240	5,880	337	
18,800	18,900	1,275	1,060	840	645	535	430	320	245	5,930	342	
18,900	19,000	1,290	1,075	860	655	545	440	330	250	5,980	346	
19,000	19,100	1,310	1,095	880	665	555	445	335	255	6,030	350	
19,100	19,200	1,330	1,110	900	685	560	455	345	260	6,070	354	
19,200	19,300	1,345	1,135	920	700	570	465	355	260	6,130	358	
19,300	19,400	1,370	1,155	935	720	580	475	365	265	6,180	362	
19,400	19,500	1,385	1,170	955	740	590	485	375	270	6,230	366	
19,500	19,600	1,405	1,190	970	755	600	490	380	275	6,280	370	
19,600	19,700	1,425	1,205	990	775	605	500	395	285	6,320	374	
19,700	19,800	1,440	1,225	1,010	790	615	510	405	295	6,370	379	
19,800	19,900	1,460	1,245	1,025	810	625	520	415	305	6,420	387	
19,900	20,000	1,475	1,260	1,045	830	640	530	425	310	6,470	396	
20,000	20,100	1,495	1,280	1,060	845	650	535	430	320	6,520	404	
20,100	20,200	1,515	1,295	1,080	865	655	545	440	330	6,570	412	
20,200	20,300	1,530	1,315	1,100	885	670	555	450	340	6,620	420	
20,300	20,400	1,550	1,335	1,115	905	690	565	460	350	6,670	428	
20,400	20,500	1,565	1,350	1,140	925	705	575	470	355	6,720	436	
20,500	20,600	1,585	1,375	1,155	940	725	580	475	365	6,770	445	
20,600	20,700	1,610	1,390	1,175	960	745	590	485	375	6,810	453	
20,700	20,800	1,625	1,410	1,195	975	760	600	495	385	6,860	461	
20,800	20,900	1,645	1,430	1,210	995	780	610	505	400	6,910	469	
20,900	21,000	1,660	1,445	1,230	1,015	795	620	515	405	6,960	477	
21,000	21,100	1,680	1,465	1,245	1,030	815	625	520	415	7,010	485	
21,100	21,200	1,700	1,480	1,265	1,050	835	640	530	425	7,060	494	
21,200	21,300	1,715	1,500	1,285	1,065	850	650	540	435	7,110	502	
21,300	21,400	1,735	1,520	1,300	1,085	870	660	550	445	7,160	510	
21,400	21,500	1,750	1,535	1,320	1,105	890	675	560	450	7,210	518	
21,500	21,600	1,770	1,555	1,335	1,125	910	695	565	460	7,250	526	
21,600	21,700	1,790	1,570	1,355	1,145	930	710	575	470	7,280	535	
21,700	21,800	1,805	1,590	1,380	1,160	945	730	585	480	7,310	543	
21,800	21,900	1,825	1,615	1,395	1,180	965	750	595	490	7,340	551	
21,900	22,000	1,840	1,630	1,415	1,200	980	765	605	495	7,380	559	
22,000	22,100	1,865	1,650	1,430	1,215	1,000	785	610	505	7,410	567	
22,100	22,200	1,885	1,665	1,450	1,235	1,020	800	620	515	7,440	575	
22,200	22,300	1,900	1,685	1,470	1,250	1,035	820	635	525	7,480	584	
22,300	22,400	1,920	1,705	1,485	1,270	1,055	840	645	535	7,510	592	
22,400	22,500	1,935	1,720	1,505	1,290	1,070	855	655	540	7,550	600	
22,500	22,600	1,955	1,740	1,520	1,305	1,090	880	665	550	7,590	608	
22,600	22,700	1,975	1,755	1,540	1,325	1,110	895	680	560	7,620	616	
22,700	22,800	1,990	1,775	1,560	1,340	1,130	915	700	570	7,650	624	
22,800	22,900	2,010	1,795	1,575	1,365	1,150	935	715	580	7,680	633	
22,900	23,000	2,025	1,810	1,595	1,385	1,165	950	735	585	7,730	641	
23,000	23,100	2,045	1,830	1,615	1,400	1,185	970	755	595	7,780	649	
23,100	23,200	2,065	1,850	1,635	1,420	1,205	985	770	605	7,830	657	

(五)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円 23,200	円 23,300	円 2,080	円 1,870	円 1,655	円 1,435	円 1,220	円 1,005	円 790	円 615	円 7,880	円 665
円 23,300	円 23,400	円 2,105	円 1,890	円 1,670	円 1,455	円 1,240	円 1,025	円 805	円 625	円 7,930	円 673
円 23,400	円 23,500	円 2,120	円 1,905	円 1,690	円 1,475	円 1,255	円 1,040	円 825	円 635	円 7,980	円 682
円 23,500	円 23,600	円 2,140	円 1,925	円 1,705	円 1,490	円 1,275	円 1,060	円 845	円 645	円 8,040	円 690
円 23,600	円 23,700	円 2,160	円 1,940	円 1,725	円 1,510	円 1,295	円 1,080	円 860	円 655	円 8,090	円 698
円 23,700	円 23,800	円 2,180	円 1,960	円 1,745	円 1,530	円 1,315	円 1,100	円 885	円 670	円 8,140	円 706
円 23,800	円 23,900	円 2,200	円 1,980	円 1,765	円 1,550	円 1,335	円 1,125	円 905	円 690	円 8,190	円 714
円 23,900	円 24,000	円 2,220	円 2,000	円 1,785	円 1,570	円 1,355	円 1,145	円 925	円 710	円 8,240	円 722
24,000円		円 2,230	円 2,010	円 1,795	円 1,580	円 1,370	円 1,155	円 935	円 720	円 8,290	円 731
24,000円を超え 26,500円に満た ない金額		24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額								円 8,290に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額	円 731に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の10.21%に相当する金額を加算した金額
26,500円		円 2,740	円 2,520	円 2,305	円 2,095	円 1,880	円 1,665	円 1,445	円 1,230	円 986	
26,500円を超え 32,500円に満た ない金額		26,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の23.483%に相当する金額を加算した金額								円 986に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額	円 2,211
32,500円		円 4,150	円 3,930	円 3,715	円 3,505	円 3,290	円 3,075	円 2,855	円 2,640	円 2,211	
32,500円を超え 58,000円に満た ない金額		32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の33.693%に相当する金額を加算した金額								円 2,211に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の25.525%に相当する金額を加算した金額	

(六)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲								乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
58,000円		円 12,745	円 12,525	円 12,310	円 12,100	円 11,885	円 11,670	円 11,450	円 11,235	円 22,180	円 8,720
58,000円を超え 71,000円に満たない金額	58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額								22,180円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額に相当する金額を加算した金額	8,720円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額に相当する金額を加算した金額	
71,000円	円 18,210	円 17,990	円 17,775	円 17,560	円 17,345	円 17,130	円 16,910	円 16,700			
71,000円を超え 72,500円に満たない金額	71,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち71,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額										
72,500円	円 19,005	円 18,785	円 18,570	円 18,355	円 18,145	円 17,930	円 17,710	円 17,495			
72,500円を超え 73,500円に満たない金額	72,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち72,500円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額										
73,500円	円 19,600	円 19,380	円 19,165	円 18,950	円 18,735	円 18,520	円 18,300	円 18,085			
73,500円を超え 75,000円に満たない金額	73,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち73,500円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額										
75,000円	円 20,395	円 20,175	円 19,960	円 19,745	円 19,530	円 19,315	円 19,095	円 18,885			
75,000円を超え 116,500円に満たない金額	75,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額										

(七)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲								乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
以 上	未 満	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	税 額	税 額
116,500円		37,345円	37,125円	36,910円	36,695円	36,480円	36,265円	36,045円	35,835円		
116,500円を超える金額		116,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額									28,430円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合は、当該申告書に併せて提出された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を、上記の各欄によって求めた税額から控除した金額	—

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等（所得税法第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第百九十四条第五項に規定する国外居住親族（(4)において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(一)において同じ。）の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうち障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同法第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（所得税法第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第百九十五条第五項の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2) その給与等が所得税法第百八十五条第一項第三号に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第三 令和9年1月1日以後の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（法第五条の二十七関係）

賞与の金額に 乗ずる率	甲																		乙									
	扶 養 親 族 等 の 数																											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人		6 人		7 人 以上													
	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額																		前月の社会保険料等控除後の給与等の金額									
	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円			
0.000	87千円未満		112千円未満		147千円未満		185千円未満		222千円未満		255千円未満		287千円未満		320千円未満													
2.042	87	100	112	253	147	279	185	300	222	300	255	308	287	347	320	387												
4.084	100	263	253	292	279	325	300	357	300	390	308	415	347	440	387	466												
6.126	263	313	292	349	325	380	357	408	390	434	415	460	440	486	466	510												
8.168	313	346	349	376	376	404	402	427	427	454	455	480	482	508	508	530	510	532										
10.210	346	375	376	404	404	432	429	460	454	487	480	511	505	533	530	555	555	580										
12.252	375	405	404	432	429	460	454	487	480	511	505	533	530	555	555	580												
14.294	405	436	432	466	466	520	495	528	519	553	542	580	567	607	607	633	617	660										
16.336	436	520	466	520	520	622	528	637	553	653	580	668	607	683	633	698	660	710										
18.378	520	607	520	622	528	637	553	653	580	668	607	683	633	698	660	710												
20.420	607	686	622	707	707	742	730	766	753	791	777	816	800	840	824	865	847	889	224	296								
22.462	686	717	707	742	742	781	766	807	791	832	816	858	840	884	865	910	889	936										
24.504	717	755	742	781	766	807	791	832	816	858	840	884	865	910	889	936												
26.546	755	797	781	824	807	851	832	878	858	906	884	933	910	960	960	1,025	988	1,054										
28.588	797	857	824	885	851	913	878	941	906	969	933	997	960	1,025	1,025	1,108	1,054	1,138	296	528								
30.630	857	925	885	956	913	986	941	1,016	969	1,047	997	1,077	1,025	1,108	1,054	1,138												
32.672	925	1,321	956	1,345	986	1,369	1,016	1,394	1,047	1,418	1,077	1,443	1,108	1,467	1,138	1,491	1,138	1,491										
35.735	1,321	1,521	1,345	1,526	1,369	1,526	1,394	1,538	1,418	1,555	1,443	1,555	1,467	1,555	1,491	1,583	1,491	1,583	528	1,118								
38.798	1,521	2,021	1,526	2,045	1,526	2,069	1,538	2,093	1,555	2,116	1,555	2,140	1,555	2,164	1,583	2,288	1,583	2,288										
41.861	2,021	3,495	2,045	3,527	2,069	3,559	2,093	3,590	2,116	3,622	2,140	3,654	2,164	3,685	2,164	3,717	2,164	3,717										
45.945	3,495千円以上		3,527千円以上		3,559千円以上		3,590千円以上		3,622千円以上		3,654千円以上		3,685千円以上		3,717千円以上		3,717千円以上		1,118千円以上									

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。
- (二) 「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 賞与の金額に乗すべき率の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、例に該当する場合を除き、
 - まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除した金額を求める。
 - 次に、当該申告書により申告された扶養親族等（所得税法第八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第九十四条第五項に規定する国外居住親族（二）において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。（二）において同じ。）の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
 - (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。
- (二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうち障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同法第九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。
- (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、例に該当する場合を除き、
 - その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
 - (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
 - (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

例 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、第三項第一号イ(2)若しくはロ(2)又は第二号の規定により税額を計算する。

例 (一)から(三)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもって、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。